

2020年1月6日から、

スマートフォン対応、マイページ開設、求人情報の充実など

ハローワークのサービスが充実します！

厚生労働省は、仕事をお探しの皆さま、人材採用をご検討されている企業・団体などの皆さまが、ハローワークのサービスを快適にご利用いただけるよう、ハローワークのサービスの充実を図ります。

変更その1

ハローワークインターネットサービスをリニューアルします。



ハローワークの求人情報を検索、閲覧できる「ハローワークインターネットサービス」のウェブサイトが「スマートフォン」や「タブレット」にも対応！それぞれの端末の画面に最適化されるため、いつでも、どこでも、快適に閲覧できます。

変更その2

ハローワークインターネットサービス上に「マイページ」を開設できるようになります。



「求職者マイページ」では、お気に入りの求人や求人検索条件の保存が可能に！「求人者マイページ」では、オンライン求人申込みやハローワークへの採否連絡などのサービスがご利用になれます。

変更その3

「充実した求人情報」と「マッチング支援」。



求人票が一新！掲載情報量を増すことで、仕事をお探しの方が希望する企業・団体などの情報を、もっと深く知ることができるようになります。そして、豊富な情報を元に、充実した職業相談・紹介を行い、適格なマッチングを支援します。

詳細は、厚生労働省ホームページを検索！

厚生労働省



検索



2020年1月6日からハローワークの利用方法が変わります

2020年1月6日に、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新しくなります。

- ポイント① 新サービス「求人者マイページ」で、会社のパソコンから求人の申込みができます
- ポイント② 新しい求人票で、より詳細な情報を求職者に提供できるようになります

会社のパソコンから、求人申込みや内容変更などの手続きを行えるようになります

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから次のサービスを利用いただけます。

- ※ 「求人者マイページ」を開設するには、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。
- ※ 「求人者マイページ」を開設するにあたり、ログインアカウントとして使用するメールアドレスが必要です。

○ 求人申込み

- ※ 申込み内容をハローワークで確認後に受理・公開します。
- ※ 次の要件に該当する場合は、マイページでの求人情報の入力（仮登録）後、14日以内にハローワークにお越しのうえ、本登録の手続きを行う必要があります。

- ・ マイページを通じて初めて求人者申込みの場合（窓口でマイページ開設手続きを行った場合を除く）
- ・ 2020年1月以降、初めて障害者求人者申込みの場合
- ・ 2020年1月以降、初めてトライアル雇用求人者申込みの場合
- ・ 2020年1月以降、初めて障害者（短時間）トライアル雇用求人者申込みの場合
- ・ 過去1年間に求人者申込みしていない場合
- ・ マイページを通じて派遣・請負求人者申込みの場合
- ・ その他、ハローワークが必要と認める場合

○ 申し込んだ求人内容の変更、求人募集停止、事業所情報の変更など

- ※ マイページから求人内容の変更などのサービスが利用できるのは、2020年1月以降に受理した求人に限ります。

○ 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

- ※ ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）だけでなく、ハローワークインターネットサービス上でも公開できるようになります。

○ ハローワークからご紹介した求職者（応募者）の紹介状の確認、選考結果（採用・不採用）を登録（ハローワークに連絡）

- ※ 紹介状の確認や選考結果の登録ができるのは、2020年1月以降に受理した求人に限ります。
- ※ 求人が無効となった場合、紹介状の確認、選考結果の登録はできなくなります。

○ メッセージ機能（ハローワークからご紹介した求職者（応募者）とのやりとり）

- ※ メッセージ機能を活用して応募者とやりとりできるのは、2020年1月以降に受理した求人（有効中）で、応募者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。

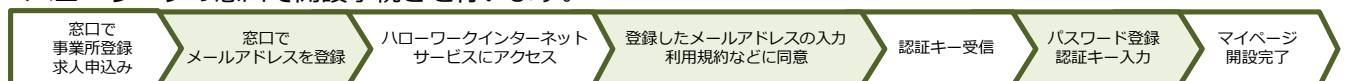
○ 求職情報検索

- ※ 有効中の求人がない場合は利用できません。
- ※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件などの求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報を検索できます。氏名、連絡先など個人が特定される情報は公開されません。なお、求職者に対して直接リクエスト（求人への応募依頼）することはできません。ハローワークで求職者の希望条件などを確認したうえでご案内しますので、ハローワークにご相談ください。

求人申込み（仮登録）の入力画面イメージ

<マイページ開設手順>

ハローワークの窓口で開設手続きを行います。



- ※ 上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント（メールアドレス、パスワード）を登録、事業所情報・求人情報を入力（仮登録）後、ハローワークにお越しのうえ窓口で本登録手続きを行い、マイページを開設する方法もあります。
- ※ 事業所登録済みの場合は、あらためての事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握等をさせていただきます。

新しい求人票で、より詳細な求人情報を提供できるようになります

- 求人票の様式が変わり、**掲載する情報量が増え**、求職者に対して**求人情報をより詳細に伝えることができるようになります**。
 - ※ 求人票の様式変更については、リーフレット「2020年1月6日から求人票と公開方法が変わります」「2020年1月6日から求人票が変わります」（その1・その2）」をご覧ください。
- ハローワークインターネットサービスとハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）が一本化され、求人情報の内容や検索方法が同じになります。
 - ・ 求人票に掲載する情報のほか、**事業所の画像情報や「事業所からのメッセージ」などのPR情報も提供できる**ようになります。
 - ※ 画像情報は、「求人者マイページ」から登録する必要があります（表面参照）。
 - ・ **ハローワークインターネットサービスでも、ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）と同じ求人情報を提供**できるようになります。
 - ※ これまでは、ハローワークインターネットサービスで公開される求人情報は一部に限定されていましたが、ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）と同じ情報が公開されるようになります。
 - ・ 求人情報がインターネット上で公開される**タイミングが早くなります**。
 - ※ ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）とハローワークインターネットサービス上で公開されるタイミングが同じになります。

さまざまな方法で求人を申し込めるようになります

- **会社のパソコンから求人申込み（仮登録）できるようになります**。
 - ※ 会社のパソコンから求人を申し込む（仮登録）場合は、「求人者マイページ」を開設する必要があります（表面参照）。
 - ※ 「求人者マイページ」を開設すると、申込み済みの求人情報データ（2020年1月6日以降に申し込んだ求人に限る）を活用（転用）した求人申込みができるようになります。
- ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で求人情報を入力できるようになります。求人情報の入力（仮登録）後、窓口で本登録の手続きを行います。
 - ※ 「求人申込書」（筆記式）もご用意しています。
 - ※ 窓口で「求人者マイページ」の開設手続きを行うこともできます（表面参照）。

＜求人申込み手続きの流れ＞

～事業所登録が完了している（求人を申し込んだことがある）場合～

会社のパソコンから手続きする場合

求人者マイページを開設
（ハローワークの窓口で開設手続き）

求人者マイページから
求人情報を入力する（仮登録）

ハローワークで申込み内容を確認後、
求人が受理・公開される
（求人票はマイページ又はFAXで送付）

- ※ 派遣・請負求人を申し込む場合など一定の要件（表面点線枠内を参照）に該当する場合は、求人情報の入力（仮登録）後14日以内にハローワークにお越しいただく必要があります。
- ※ 申込み内容に不備や不明点等がある場合は、ハローワークにお越しいただく場合があります。

ハローワークで手続きする場合

ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）で
求人情報を入力する（仮登録）
※ 「求人申込書」（筆記式）もご用意しています

窓口で登録手続きを行う
（申込み内容を確認）

求人が受理・公開される
（求人票を交付）

- ※ 求人者マイページの開設をご希望の場合は、窓口でログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご登録ください。

※ ハローワークに求人を申し込んだことがない場合は、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。



2020年1月6日から 求人票と公開方法が変わります

2020年1月6日にハローワークのシステムが新しくなります。

求人票の様式や求人公開方法が変わり、**より多くの求職者の方々により詳しい求人情報や事業所情報を提供**できるようになります。

求人票の様式変更や公開方法が変わることに伴い、今後、求人条件や事業所情報などについて内容確認や追加情報の登録を行っていただく必要があります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

求人票の様式が変わります

求人票の様式が変わり、掲載する情報の種類や量が増え、求職者に対して求人情報をより詳細に伝えられるようになります。

詳細については、リーフレット「2020年1月6日から求人票が変わります(その1・その2)」をご覧ください。

新求人票イメージ(表)

「正社員登用」「受動喫煙対策」「必要なPCスキル」「固定残業代」「36協定における特別条項」など、**新設する項目**があります(*主な項目は橙色箇所)。

「最寄り駅」「学歴」「必要な免許・資格」「PRロゴマーク等」など**登録方法が変わる項目**があります。

「仕事の内容」「求人に関する特記事項」など、**登録可能文字数が増加する項目**があります。

(裏)

「マイカー通勤に関する特記事項」「住込」など**新求人票では掲載されない項目**や、**表示可能文字数が減少する項目**などがあります。

「地図」や「画像情報」、「事業所PR情報」などは、新求人票には掲載されませんが、ハローワーク内に設置されたパソコン(検索・登録用端末)やハローワークインターネットサービス上で見られるようになります。

ハローワークより求人票は雇用契約書ではありません。採用時には必ず、裏面に労働条件の明示を受けてください。

求人公開方法が変わります

ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）と「ハローワークインターネットサービス」が一本化されます。

これにより、**ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）でもインターネット上でも、同じ求人情報が公開されるようになります。**（ハローワークに来所しない求職者に対しても、ハローワーク内と同じ求人情報を公開できるようになります。）

- * 求人票もインターネット上で公開されます。
- * 画像情報もインターネット上で公開されます。
- * 求人受理後に公開されるタイミングは、ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）とハローワークインターネットサービスは同時になります。

次表のとおり、求人情報・事業所名等の公開方法が変わりますので、公開範囲の設定に当たってご留意ください。

＜求人情報・事業所名等の公開範囲＞

| 公開範囲（公開区分） | 現在 | 2020年1月6日以降 |
|--|--|--|
| 1 すべての求職者に、事業所名等※を含む求人情報を公開する | ハローワークインターネットサービス上には、求人票のうち労働条件など主な情報が公開されています。 （ハローワーク内に設置されたパソコン（検索用端末）では求人票に掲載されるすべての情報が公開されています。） | ハローワークインターネットサービス上には、ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）と同じ求人情報が公開されます。 事業所名や所在地だけでなく、新求人票に掲載されるすべての情報（ 担当者氏名を含む ）や 画像情報 、PR情報が公開されます。 |
| 2 ハローワークに登録している求職者に限定して、事業所名等※を含む求人情報を公開する （求職者以外には事業所名等※を含まない求人情報を提供する） | | ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）でもインターネット上でも事業所名等※は公開されません。 |
| 3 事業所名等※を含まない求人情報を公開する | ハローワークインターネットサービス上では求人情報は公開されていません。 （ハローワーク内に設置されたパソコン（検索用端末）では、求人票に掲載されるすべての情報が公開されています。） | ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）でもインターネット上でも求人情報は公開されません。 （ハローワーク窓口での情報提供となります。） |
| 4 求人情報を公開しない | | |

※求人情報における「事業所名等」について

- ・「事業所名等を含む求人情報」とは、事業所名をはじめとする以下の情報（「事業所名等」）を含む求人情報を指します。
- ・「事業所名等を含まない求人情報」とは、事業所名をはじめとする以下の情報（「事業所名等」）を含まない求人情報を指します。

【現在】 事業所名、代表者名、法人番号、所在地、担当者の電話番号・FAX番号、備考

【2020年1月6日～】 事業所名、事業所番号、所在地、ホームページ、労働者派遣事業許可番号、就業場所の住所（市区町村名まで公開）・地図・最寄り駅、設立年、資本金、会社の特長、役職・代表者名、法人番号、選考場所の住所・地図・最寄り駅、応募書類の郵送先住所、担当者の課係名・氏名・電話番号・FAX番号・Eメール、支店・営業所・工場等、年商、主要取引先、関連会社、画像情報

◆◆参考◆◆

公開範囲1：すべての求職者に、事業所名等を含む求人情報を公開する

- ★ハローワークに登録している求職者をはじめ、より多くの人材からの応募が期待できます。
- ★ハローワークに登録している求職者以外から問い合わせがくる可能性があります。

公開範囲2：ハローワークの求職者に限定して、事業所名等を含む求人情報を公開する。

- ★事業所名等を確認できるのはハローワークの求職者に限られるため、公開範囲1に比べ応募者数が少なくなる可能性があります。

（留意事項）

- ・求人公開範囲は、いつでも変更できます。
- ・ハローワークインターネットサービスに掲載される求人情報については、一定のルール内（出所を明記する、情報を常に最新のものとする等）で転載が可能であるため、求人情報サイトで二次利用される可能性があります。

